

(4) 種ばれいしょ検疫について

ア 種馬鈴しょ検疫規程

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十五条第二項において準用する同法第十二条第一項の規定に基き、昭和二十六年農林省告示第五十八号をもつて同法第十三条第一項の指定種苗として指定した馬鈴しょの検疫規程を次のように定める。

昭和26年2月27日 農林省告示第59号

最終改正：平成28年4月1日 農林水産省告示884号

（規程の適用）

第一条 種馬鈴しょの検疫については、植物防疫法（以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

（検査の範囲）

第二条 検査は、法第十三条第一項の規定によるほ場における栽培中の検査（以下「ほ場検査」という。）並びに同条第二項の規定による使用予定種馬鈴しょ、植付予定ほ場及び生産された馬鈴しょ（以下「生産物」という。）の検査とする。

（対象有害動植物）

第三条 法第十三条第三項の有害動物及び有害植物は、次のとおりとする。

一 有害動物

ジヤガイモガ、ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウ

二 有害植物

馬鈴しょバイラス、輪腐病菌、そうか病菌、粉状そうか病菌、黒あざ病菌、疫病菌及び青枯病菌

（検査の申請）

第四条 規則第三十二条第一項の検査申請書は、別記様式によるものとし、その提出期限は、次のとおりとする。

春 作 三月三十一日

秋作用春作 二月末日

秋 作 八月三十一日

（標札の掲示）

第五条 規則第三十二条第二項〔規定の準用〕において準用する規則第二十四条第二項〔標札の樹立及び立ち会い〕に規定する標札は、種馬鈴しょの植付後直ちに検査を受ける各ほ場に掲げるものとする。

（検査の時期）

第六条 検査の時期は、次のとおりとする。

一 使用予定種馬鈴しょ及び植付予定ほ場検査 植付前

二 ほ場検査

春作

- 第一期 ほう芽後植物体長十五センチメートルごろ
- 第二期 着らい期から開花期まで
- 第三期 落花後二十日ごろまで

秋作用春作

- 第一期 ほう芽後植物体長十五センチメートルごろ
- 第二期 着らい期から開花期まで

秋作

- 第一期 ほう芽後二十日ごろ
- 第二期 ほう芽後三十日ごろ

三 生産物検査 掘取期から選別期まで

2 前項の第一期のほ場検査は、使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査に、第二期のほ場検査は第一期のほ場検査に、第三期のほ場検査は第二期のほ場検査に、生産物検査は第三期のほ場検査（秋作用春作及び秋作の場合には第二期のほ場検査）に合格したものについて行う。

（検査の方法）

第七条 前条第一項第一号の使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査（ジヤガイモシストセンチュウ又はジヤガイモシロシストセンチュウの発生している地域におけるジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を除く。）は、検査申請書の審査をもつてこれに代えることができる。

- 2 前条第一項第二号のほ場検査は、ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウに係るものについてはほ場別に任意抽出して掘り取った馬鈴しよについて、それ以外に係るものについてはほ場別及び品種別にほ場に生育中の全ての馬鈴しよについて行う。
- 3 前条第一項第三号の生産物検査は、ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウに係るものについてはほ場別に、それ以外に係るものについてはほ場別及び品種別に任意抽出の方法によつて行う。

（検査合格の基準）

第八条 第六条第一項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。

一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査

イ 使用予定種馬鈴しよは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構で生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種ほにおいて増殖されたもの又は植物防疫官が採種用種馬鈴しよとして適當と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。

ロ 植付予定ほ場は、次の（1）及び（2）に該当すること。

（1）ジヤガイモシストセンチュウ若しくはジヤガイモシロシストセンチュウの発生している地域にないこと又はジヤガイモシストセンチュウ若しくはジヤガイモシロシストセンチュウの発生している地域にある場合にあつては、土壤検診の結果ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウが検出されないこと。

（2）高冷地にあること又はアブラムシ及びヨコバイの発生が比較的少ない地域にあり、かつ、ほ場に隣接する土地に馬鈴しよバイラス病に罹病しているなす科の植物が生育していない等種馬鈴しよの生産に適した条件にあると認められること。

二 各期ほ場検査

イ ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウの付着を認めない

こと。

- ロ バイラスリ病株、異常株及び青枯病り病株を認めないこと。
- ハ 全生育期間を通じ輪腐病の発生が全くないこと。
- ニ 瘦病り病株又は黒あざ病り病株の被害の程度の著しいものの割合が植付株数の一割を超えないこと。
- ホ 馬鈴しよバイラス病を媒介するアブラムシ及びヨコバイの発生の程度が軽微であること。

三 生産物検査

- イ ジヤガイモガによる被害を認めないこと。
- ロ ジヤガイモシストセンチュウ及びジヤガイモシロシストセンチュウの付着を認めないこと。
- ハ そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び瘦病の被害の軽微なものの合計が全体の一割を超えないこと。
- ニ くわ、有害動物等により損傷を受けたものがないこと。

イ 検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第一三条第一項の指定種苗として次の植物を指定し、同法第十六条第一号の地域を次のように定め、昭和二十六年三月一日から適用する。

昭和26年2月27日 農林省告示第58号

最終改正：平成28年4月1日 農林水産省告示884号

一 馬鈴しょ（次に掲げるものであつて、あらかじめ、別記様式により植物防疫官に届け出たものを除く。）

- (一) 昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号（種馬鈴しょ検疫規程）第三条に規定する有害動物及び有害植物のすべてを除去した上で行われる組織培養による馬鈴しょの母本の作成の用に供されるもの
- (二) (一)により作成された馬鈴しょの母本（譲渡又は譲渡を委託する場合にあつては、(一)の作成後初めて譲渡されるものに限る。）
- (三) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構に譲渡され、その業務（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第三項及び第四項に規定するものに限る。）の用に供されるもの
- (四) 都道府県の試験研究機関、農林水産省が所管する独立行政法人又は都道府県が設立した地方独立行政法人に譲渡され、その試験研究の用に供されるもの
- (五) 植物防疫所若しくは那覇植物防疫事務所又は病害虫防除所に譲渡され、これらの機関が行う検疫、防除、調査又は研究の用に供されるもの
- (六) 植物防疫法第八条の規定による検査に合格し、植物防疫官によりその旨の証明を受けたもの

二 北海道、青森県、岩手県、福島県、群馬県、山梨県、長野県、岡山県、広島県、長崎県及び熊本県を除く各都道府県の地域

ウ 種馬鈴しょ検疫実施要領

昭和49年8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達
平成31年1月30日付け30消安第3153号最終改正

(総 則)

第1 種馬鈴しょの検疫は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示 第59号。以下「規程」という。）に定めるほか、この要領により実施するものとする。

(補助員の設置等)

第2 植物防疫所長は、毎年度検査申請書の提出期に先立ち、馬鈴しょの病菌害虫に関する知識を有する者に、辞令（別記第1号様式）を交付して種馬鈴しょ防疫補助員（以下「補助員」という。）を委嘱し、植物防疫官が行う検査の事務を補助させるものとする。

2 植物防疫官は、市町村等の地区ごとに、種馬鈴しょ生産者（以下「生産者」という。）に代表者を互選させ、その氏名を通知させるものとする。

3 補助員は、前項の規定により互選された代表者（以下「代表者」という。）に対し、植物防疫官を補助して検査実施の事務を担当すること及び規則第32条第1項に定める検査申請書の受付者たることを通知するものとする。

4 植物防疫所長は、病菌害虫の発生状況等を勘案して必要と認めた場合には、補助員及び生産者に対し、病菌害虫の防除等に関する講習を行うものとする。

(検査申請書の受理等)

第3 補助員は、代表者から必要部数の検査申請書を受け付けたときは、1部を控えとし、残部に集計表（別記第2号様式）を添えて道県を経由し植物防疫官に提出するものとする。

2 植物防疫官は道県を通じて及び道県は補助員を通じて、規程第7条第1項のジャガイモシストセンチュウ又はジャガイモシロシストセンチュウ（以下「シストセンチュウ」と総称する。）の発生している地域（以下「シストセンチュウ発生地域」という。）の代表者に対し、植物防疫官がシストセンチュウに係る植付予定ほ場の検査を種馬鈴しょの植付け前に終了する期日までに検査申請書を提出するよう指導するものとする。

3 シストセンチュウ発生地域は、別表1に掲げる地域とする。

(検査期日の通知)

第4 植物防疫官は、検査期日をあらかじめ道県を通じ補助員に通知するものとする。

2 補助員は、植物防疫官の検査期日を、あらかじめ代表者を通じ生産者に通知するものとする。

(補助員の階層区分け等)

第4の2 補助員は、生産者に対し、バイラスリ病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を的確に行うよう指導するとともに、ほ場検査前に、すべてのほ場について階層区分けを行うものとする。

2 前項の階層区分けは、バイラスリ病株等の識別がよく行われ、かつ、その抜取り等の病菌

害虫の防除措置等が適確に行われているほ場をA階層とし、それ以外のものをB階層することにより行うものとする。

- 3 補助員は、生産者に対し、第1項の階層区分けの期日及び内容をあらかじめ周知させ、バイラスリ病株の抜取り等の病菌害虫の防除措置等を当該期日前に行うよう指導するものとする。
- 4 補助員は、生産物検査前に生産物の選別を完了するよう生産者に対し指導するとともに、当該選別の状況を調査するものとする。
- 5 補助員は、病菌害虫の防除状況、階層区分けの実施結果、生産物の選別状況等について、補助員野帳（別記第3号様式）に記録するとともに、必要に応じ植物防疫官に報告するものとする。

（検査の方法等）

第5 検査は、別表2に掲げる方法により行うものとする。ただし、別表3の検査の欄に掲げる検査ごとに同表の地区の欄に掲げる地区においては、同表の記録審査の欄に掲げる検査の全部又は一部は、第4の2第5項による補助員野帳の記録を審査することにより行うことができるものとする。

（検査合格の基準）

第6 規程第8条第1号ロ（2）に定める隣接する土地の範囲は、植付ほ場から最低5メートル以内の土地とする。ただし、この間にアブラムシの移動を防ぐため適当な障壁が設けてある場合はこの限りでない。

- 2 植付ほ場から最低5メートル以内の土地に馬鈴しょバイラス病にり病していると認められる馬鈴しょがない場合には、原則として、種馬鈴しょの生産に適した条件にあると認められるものとする。
- 3 規程第8条第2号ロに定めるバイラスリ病株を認めないこととは、次のいずれかに該当することとする。
 - (1) 検査の申請に係るほ場のすべてを検査する場合には、り病株の残存率が0.3%未満であること。
 - (2) 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、抽出した全ほ場におけるり病株の平均残存率が0.1%以内で、かつ、り病株の残存率が0.3%以上のは場の数が抽出したほ場の数の20%以内であること。ただし、り病株の残存率が0.3%以上であるほ場を除く。
- 4 規程第8条第2号ロに定める青枯病り病株を認めないこととは、り病株の残存率が2%未満であることとする。
- 5 規程第8条第2号ホに定めるアブラムシ及びヨコバイの発生量の基準は、1株当たりおおむね50頭を超えるア布拉ムシ及びヨコバイが付着する株の数が抽出した株の数の過半数を超えないものとする。
- 6 検査の申請に係るほ場の数より少ない数のほ場を抽出して検査を行う場合には、ほ場検査の結果、青枯病、疫病、黒あざ病又はア布拉ムシ及びヨコバイの合格の基準に適合しないほ場の数が抽出したほ場の数の20%を超える場合には、当該検査の申請に係るほ場のすべてを合格としないこととする。
- 7 規程第8条第3号イに定めるジャガイモガによる被害を認めないこととは、被害を受けた馬鈴しょの数が抽出した馬鈴しょの数の1%を超えないこととする。
- 8 規程第8条第3号ニに定めるくわ、有害動物等による損傷には、軽微なものは含まれない

ものとする。

- 9 植付けの遅延、葉の損傷、雑草の繁茂等のため検査の実施が著しく困難な場合は、当該ほ場の検査を中止することができるものとする。

(植物防疫員の検査)

第7 植物防疫員は、植物防疫官の指示に基づき、植物防疫官に代わって検査を実施できるものとする。

(合格数量の調査)

第8 植物防疫官は、ほ場検査終了後検査に合格している馬鈴しょについて原則として各ほ場別、品種別に補助員をして掘り取りの方法により収量の調査を実施させるものとする。

- 2 補助員は、掘り取り調査の結果等を勘案して各ほ場別、品種別の予想数量を取りまとめ、合格ほ場一覧表（別記第4号様式）により道県を経由して植物防疫官に報告するものとする。

(検査結果の報告)

第9 植物防疫員は、植物防疫官の指示による検査の結果について、検査野帳（別記第5号様式）をもって植物防疫官に報告するものとする。

- 2 植物防疫官は、検査結果を前項の検査野帳に記録し一定期間保存するものとする。
3 植物防疫所長は、検査結果を取りまとめ、検査成績表（別記第6号様式及び第7号様式）により消費・安全局長に報告するものとする。

(検査結果の通知等)

第10 植物防疫官は、検査の合否及び不合格となつた場合にあつてはその理由を、補助員を通じ、生産者に対し通知するものとする。

- 2 生産者は、検査に不合格となつたほ場について、不合格の理由について不服があるときは、補助員を通じ植物防疫官に対しその理由について説明を求めることができる。

(検査合格証明書及び合格証票の交付)

第11 植物防疫官は、検査に合格した生産物を所有する生産者に対し検査合格証明書（規則第21号様式）及び同合格証票（規則第22号様式）を補助員を通じ交付するものとする。

- 2 補助員は、前項の検査合格証票の交付に際し、第8第2項の合格ほ場一覧表に交付した検査合格証票の枚数を記入するものとする。
3 補助員は、生産者に対し、生産物の出荷に際し検査合格証票の品種、栽培地及び生産者氏名欄に記入するよう指導し、必要により記入を確認するものとする。

(シストセンチュウ発生地域の指定等)

第12 各道県植物防疫主務部長は、第3の3により別表1に定めるシストセンチュウ発生地域以外の地域において、シストセンチュウの発生が新たに確認された場合は、別記第8号様式により当該道県の区域を管轄する植物防疫所長に報告するものとする。

なお、植物防疫法関係事務に係る処理基準（平成12年4月11日付け12農産第2652号農林水産事務次官依命通知）又は重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号農林水産省消費・安全局長通知）による報告は、別途これらの通知に定めるところにより行うものとする。

- 2 植物防疫所長は、1の報告内容について、必要な情報が記載されていることを確認した上

で、消費・安全局長に報告するものとする。

- 3 消費・安全局長は、2の報告を受けた場合、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に基づく字の区域又は市町村の行政区設置条例に基づく行政区（以下「字等」という。）を単位として当該地域をシストセンチュウ発生地域に指定する。

ただし、報告内容から、シストセンチュウ発生地域が当該字等の一部区域に限定されており、かつ、次の全ての条件を満たしていると判断される場合は、当該字等の一部区域のみをシストセンチュウ発生地域に指定するものとする。

(1) 河川や山林等の地形要因からシストセンチュウのまん延防止が図られると判断できること。

(2) 市町村等の実施するシストセンチュウまん延防止対策が有効であると判断できること。

- 4 シストセンチュウの発生が新たに確認された地域について、当該地域がシストセンチュウ発生地域に指定されるまでの間、植物防疫官は、シストセンチュウ発生地域と同様の取扱いをするものとする。

（違反出荷に対する措置）

第13 植物防疫官は、法第13条第4項の規定に違反して譲渡され又は検査を受けた栽培地の属する道県外へ移出された疑いのある種馬鈴しょを所持している者を発見したときは、直ちに植物防疫所長に報告するものとする。

- 2 植物防疫員又は補助員は、前項の疑いがある種馬鈴しょを発見したときは、直ちに所持者の住所、氏名等を植物防疫官に報告するものとする。

- 3 植物防疫官は、法第13条第4項に違反した種馬鈴しょの廃棄をするときは、植物防疫所長の指示によりこれを行うものとする。

別表1（第3第3項関係）

(ア) シストセンチュウ発生地域

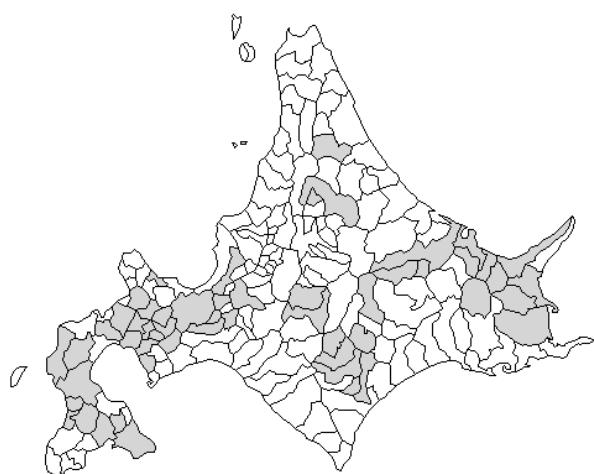
道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	網走郡	大空町	東藻琴清浦、東藻琴新富、東藻琴末広、東藻琴大進、東藻琴西倉及び東藻琴明生地区
	網走市		稻富、卯原内、浦士別、音根内、嘉多山、北浜、清浦、向陽ヶ丘、越歳、栄、昭和、豊郷、中園、能取、二見ヶ岡、鱒浦、丸万、実豊、明治、藻琴、山里及び呼人地区
	虻田郡	喜茂別町	相川、金山、栄、尻別、鈴川、知来別、中里、花丘、比羅岡、福丘、伏見、富士見台、双葉、御園及び留産地区
		京極町 俱知安町	春日、川西、北岡、更進、錦、松川及び三崎地区 出雲、岩尾別、寒別、北3条、北4条、北6条、北7条、琴平、末広、高砂、高見、翼、峠下、豊岡、比羅夫、富士見、扶桑、瑞穂、南4条及び八幡地区
		洞爺湖町	大原、香川、富丘及び花和地区
		豊浦町	山梨地区
		ニセコ町	有島、黒川、近藤、里見、曾我、峠、富川、豊里、西富、ニセコ、福井、宮田、元町及び羊蹄地区
		真狩村	美原地区を除く全地区
		留寿都村	全地区
	石狩郡	当別町	下川町、美里及び若葉地区
	磯谷郡	蘭越町	日出及び湯里地区
	岩内郡	共和町	老古美、前田、南幌似及び梨野舞納地区
	岩見沢市		栗沢町上幌地区
	恵庭市		柏木町、北柏木町1丁目、下島松、中島松及び西島松地区
	江別市		大麻、西野幌、東野幌及び元野幌地区
	帶広市		愛國町東部、泉町中部及び以平町北東部地区
	河西郡	更別村 芽室町	更別区地区 上閑山及び坂の上地区
	河東郡	音更町 上士幌町	共力地区 勢多、萩ヶ岡及び北門地区
	上川郡	剣淵町 清水町	旭町及び藤元町地区 羽帶中央及び御影中央地区
	亀田郡	七飯町	大川及び鳴川町地区
	川上郡	弟子屈町	川湯、屈斜路、原野、札友内、南弟子屈及び美留和地区
	北広島市		大曲、北の里、西の里椴山及び南の里地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
北海道	北見市		常呂町字岐阜、常呂町字共立、常呂町字栄浦、常呂町字土佐、常呂町字富丘、常呂町字豊川及び常呂町字東浜地区
	久遠郡	せたな町	北檜山区徳島、北檜山区豊岡及び瀬棚区共和地区
	札幌市		北区新琴似9条、北区屯田6条、白石区北郷2条及び南区滝野地区
	標津郡	標津町 中標津町	川北地区 開陽、北中、協和、俵橋、豊岡、西竹及び武佐地区
	士別市		西士別町地区
	斜里郡	清里町 小清水町 斜里町	青葉、上斜里、神威、川向、江南、向陽及び札弦地区 全地区 以久科北、以久科南、ウトロ、川上、越川、朱円、朱円西、朱円東、大栄、豊倉、豊里、中斜里、日の出、富士、美咲、三井、峯浜及び来運地区
	寿都郡	黒松内町	東栄及び本ネップ地区
	瀬棚郡	今金町	神丘、金原及び鈴岡地区
	空知郡	南富良野町	浅野西、北落合及び市街地地区
	伊達市		大滝区豊里町地区及び南稀府町地区
	常呂郡	置戸町 訓子府町	川南第4地区 柏丘、高園、北栄及び弥生北地区
	中川郡	美深町 幕別町	小車、西里、仁宇布及び報徳地区 明野地区
	爾志郡	乙部町	旭岱及び姫川地区
	野付郡	別海町	大成、西春別清川町及び西春別幸町地区
	函館市		赤坂、旭岡、石川、石倉、亀田中野、桔梗、昭和、陣川、新湊、鈴蘭丘、瀬戸川、滝沢、鶴野、豊原、中野、西桔梗、古川、米原及び見晴地区
	檜山郡	厚沢部町 江差町 上ノ国町	下新栄、社の山、滝野地区及び美和地区 小黒部町、泊町及び柳崎町地区 北村地区
	二海郡	八雲町	栄浜及び東野地区
	富良野市		西達布地区
	北斗市		追分、追分1丁目、押上、桜岱、文月、向野、茂辺地及び矢不来地区
	夕張郡	長沼町	1区南及び5区地区
	余市郡	仁木町 余市町	自然別地区 浜町及び登町地区

道 県	市 郡	町 村	発 生 地 域
青森県	上北郡	おいらせ町 七戸町 東北町 横浜町	豊栄1丁目及び向平地区 森ノ下地区 後久保及び保戸沢家ノ上地区 家ノ前川目、稲荷平、夷ヶ沢平、上イタヤノ木、 川太郎川目、太郎須田、豊栄平、吹越、大豆田及 びモダシ平地区
	五所川原市		金木町芦野及び金木町川倉七夕野地区
	東津軽郡	外ヶ浜町	蟹田小国館下地区
	弘前市		一町田村元地区
	三沢市		天ヶ森、五川目4丁目、大津、大津2丁目、大津 4丁目、織笠、北山、淋代4丁目、淋代5丁目、 淋代平、鹿中2丁目、鹿中4丁目、下夕沢、下野、 水筒、園沢、戸崎、中平、庭構、三川目4丁目、 向平、谷地頭1丁目及び横沢地区
長崎県	諫早市		小長井町打越、小長井町小川原浦、小長井町川内 及び小長井町田原地区
	雲仙市		愛野町甲、愛野町乙、吾妻町栗林名、吾妻町馬場 名、小浜町金浜、小浜町飛子、小浜町山畠、国見 町土黒庚及び瑞穂町西郷丁地区
	島原市		有明町湯江乙地区
	五島市		上大津町
	南島原市		加津佐町甲、加津佐町乙、加津佐町丙、加津佐町 丁、加津佐町己、南有馬町甲、南有馬町乙、南有 馬町丙、南有馬町丁、南有馬町戊及び南有馬町己 地区
熊本県	天草市		五和町二江通詞島地区

(イ) シストセンチュウ発生市町村

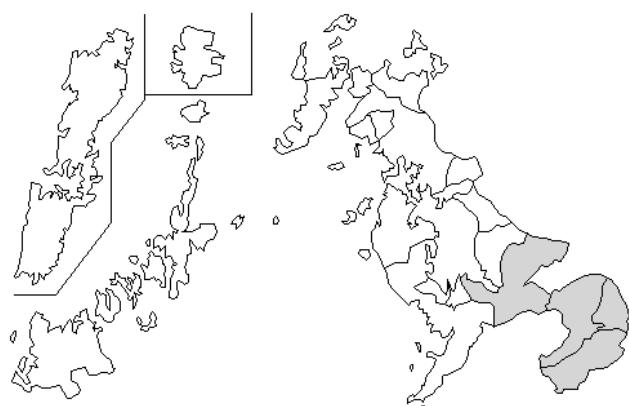
a 北海道



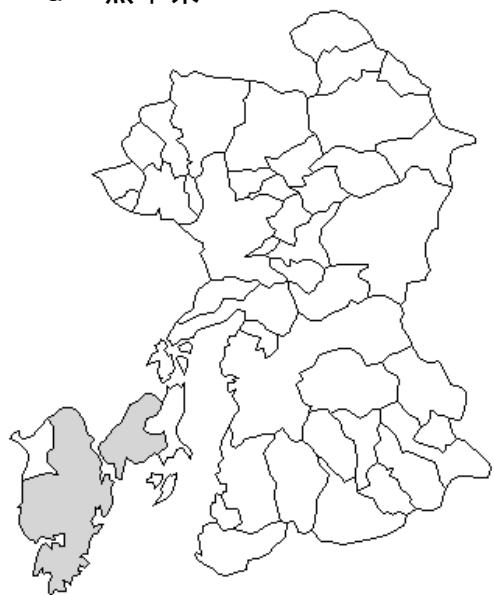
b 青森県



c 長崎県



d 熊本県



(ウ) 種ばれいしょ検疫実施要領に基づく検査の方法

別表2 (第5関係)

検査	検査事項	検査方法
使用予定種馬鈴しょ検査	産地及び系統	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
植付予定ほ場検査	シストセンチュウ	シストセンチュウ発生地域にあつては土壤検診により、それ以外の地域にあつては検査申請書その他必要な書類の審査により行う。
	ほ場環境	検査申請書その他必要な書類の審査により行う。ただし、必要に応じて現地調査を行うものとする。
ほ場検査	シストセンチュウ	ほ場別に任意に抽出し掘り取った馬鈴しょ5株以上を検査する。ただし、必要に応じて、土壤検診を行うものとする。
	バイラス病及び青枯病	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しょ1,000株以上を検査する。
	輪腐病	バイラス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。また、秋作用春作及び秋作にあつても、必要があると認めた場合には、第2期ほ場検査終了後も検査を行うものとする。
	疫病及び黒あざ病	バイラス病に併せて検査し、さらに必要に応じてすべての株を検査する。
	アブラムシ及びヨコバイ	ほ場別に任意に抽出した生育中の馬鈴しょ10株以上を検査する。
生産物検査	ジャガイモガ、シストセンチュウ、そうか病、粉状そうか病、黒あざ病及び疫病並びにくわ等による損傷	ほ場別に任意に抽出した馬鈴しょ200個以上を検査する。ただし、防疫官が検査上支障がないと認めた場合には、2つ以上のほ場を1つのほ場とみなして抽出及び検査を行うものとする。

注 ほ場検査は、第4の2第2項によりA階層とされたほ場については検査の申請に係るほ場の数に応じ次に掲げる数のほ場を、B階層とされたほ場については防疫官が必要と認める数のほ場を、それぞれ任意に抽出して行うものとする。

検査の申請に係るほ場の数	抽出するほ場の数	
	第1期及び第2期ほ場検査	第3期ほ場検査
15筆以下	全数	全数
16筆以上88筆以下	15筆以上	15筆以上
89筆以上	18筆以上	

別表3（第5関係）

検　　査	地　　区	記　録　審　査
ほ場検査	過去3年間又は過去3作のほ場検査において不合格となつたほ場がなかつたため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区	第1期ほ場検査 第3期ほ場検査
	過去3年間又は過去3作のほ場検査のうち不合格となつたほ場があつたのが1年間又は1作のみであつたため、病菌害虫の防除措置がほぼ確実に採られると見込まれる地区	第1期ほ場検査
生産物検査	過去3年間又は過去3作の生産物検査において不合格となつた馬鈴しよがなく、かつ、選別状況が不良でないため、病菌害虫の防除措置が確実に採られると見込まれる地区	生産物検査